



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

気づきキャンペーン特集号 2010年8月23日



労金活動職場体験実習

労福協と労金が取り組む生活応援運動 「気づきキャンペーン」の実施について

今回は「お金に関する気づき」のための特集号です。6月に改正貸金業法が完全施行され消費者金融やクレジットカードのキャッシング事情が大きく変わりました。特に現在ご利用中の方はこれをキッカケに高金利からの借換えを検討してはどうでしょうか。また、近い将来予想される「消費税の増税」などに備え、キャッシングを利用していい方も含め、家計の見直し等により余分な出費を抑えていくことが大事です。

中央労福協は、2007年10月以降、2006年12月に成立した改正貸金業法の成果を踏まえ、主として、「利息制限法」を広く周知し、「借金の解決は必ずできます。払

組合員74万人が高金利利用者

「気づきキャンペーン」実施中!

高金利消費者金融(サラ金等)からの借り換え運動

い過ぎた利息は取り戻しましょう!」のスローガンのもと、多重債務者救済を中心とした「気づき」の運動を展開してきました。さらに、2009年4月からは労働金庫に協力要請して、「第2次気づきキャンペーン」を展開し、県労福協、長野労金においては現在も継続実施しています。

このキャンペーンでは、多重債務者救済運動を継続しつつ、今年6月に実施された改正貸金業法完全施行を受け、具体的な内容の理解をはじめ、「完全施行」に伴う「サラ金およびクレジットカードのキャッシング等の消費者金融」(以下、消費者金融(サラ金等)という)の利用者への影響を考慮し、高金利からの借り換えの運動を推進しています。

高金利からの借り換えの具体的な方針は、労働金庫に協力を仰ぎ「多重債務者とは一線を画し、消費者金融(サラ金等)3社程度で且つ150万円程度の比較的取引の短い利用者」を対象としています。しかし、「多重債務」に苦しむ方と違い、その認識もなく、月々の支払いもあまり負担を感じていない方に「気づき」を訴えるのですから、いろいろ工夫した取り組みが求められています。そこで、県内各地区労福協では福祉事業団体(労働金庫・全労済)、暮らしサポートセンターと連携してクレ・サラセミナーの開催、何でも相談会の実施、ブロック単位での講演会などを計画

し、実施する予定です。

労働金庫への借り換えができれば、確実に家計の可処分所得は向上します。ここで特に大切なのは、消費者金融(サラ金等)の返済が、いまは家計にとって大きな負担ではなくても将来的には重い負担となるのが懸念されるという事実です。それは消費者金融(サラ金等)の金利に問題があります。改正貸金業法の完全施行によりグレーゾーン金利が撤廃されたとはいえ消費者金融(サラ金等)の金利はまだまだ高く、いまは多重債務の状況ではなくても多重債務者を生み出す大きな要因となっているのです。さらには、年収の3分の1を超える貸付は禁止されるという総量規制です。例えば正常に返済を行っている債務者であっても、総量規制の影響をまともに受けることになり、特に返済金を借入れで調整している(いわゆる「自転車操業」)人にとっては一気に多重債務者として表面化する可能性があります。

第1次「お金の問題、気づきキャンペーン」では、多重債務者の相談・救済に力を入れて取り組みを進めてきました。しかし、組合員の中には今も高金利であることを知りながら、延滞もしないで真面目に支払を続けている人が、少なくとも92万人強いると推測されています。しかも、この内、少なくとも10年以上延滞もせず支払いを続けている人が33万人(法的にはすでに債務が終了して過払金が見込まれる人)いるものと推定されます。消費者金融(サラ金等)3社の利用層に限定してみると、高い金利をせつせと支払っている人は何と約74万人。この数には、家族の利用やクレジットカードのキャッシングを含んでいませんから、実数はもっと多くなるものと思われるます。

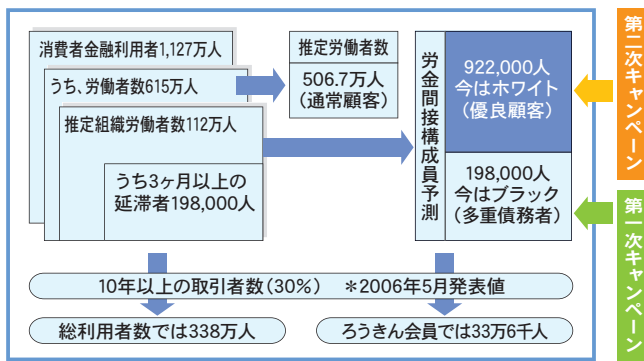
そこで、第2次キャンペーンでは、この92万人に対して「高金利からの解放」を訴え、更に利用が3社程度で延滞のない組合員約74万人に「高金利切り換えへの気づき」を訴えていきます。(次頁の表参照)

第2次気づきキャンペーン、対象組合員予測:74万人

一人あたり無担保無保証、借入の残高がある利用件数ごとの人数 (万人)	1件	508.3
	2件	239.8
	3件	154.4
	4件	106.3
	5件	117.7
合計	人数	1,126.4 万人
	うち延滞情報あり	199.1 万人
	残高金額	120,031 億円
	1人あたり残高	106.6 万円

3社以内の利用者総数と予測残高	902万人・96,206億円
うち、延滞なし総数予測人員と予測残高	743万人・79,201億円
うち、会員労働者数予測人員と予測残高	73.8万人・7,870億円

全情連情報(2008年3月期)に基づく多重債務者構成予測



借りたお金の金利を知らないの?

今日は手持ちがないから1〜2万円をキャッシング...よくある光景のようですが、ちよっと待って。『キャッシングは借金です』その金利はいくらか知っていますか?

これまでカードキャッシングの金利は年率25〜29%台という超高金利でしたが、おおむね7〜18%に下がりました。06年に「貸金業法」が改正され、出資法の上限金利が引き下げられたためです。銀行系、信販系、流通系などのカードも金利に大きな差はありません。

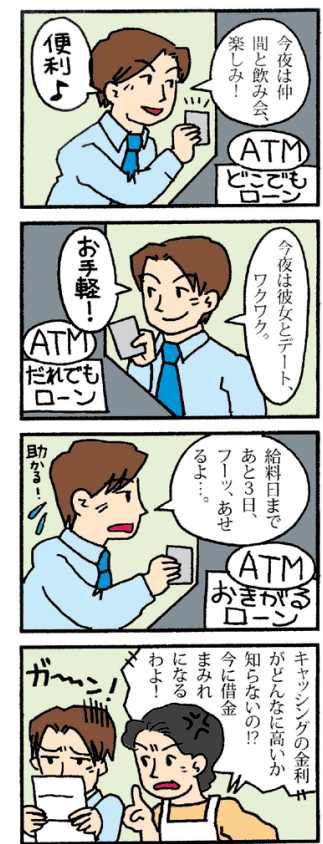
でも、下がったとはいえ年18%は高金利。ましてや小口のカードキャッシングは15〜20%と高利で貸し、延滞した場合

グレーゾーン金利を撤廃

金利を規制する法律には出資法と利息制限法の2つがあります。本来、利息制限法を超える金利は違法のはずですが罰則規定がないため、消費者金融やカード会社はふたつの法律の間のグレーゾーンとよばれる金利で営業し、高収益をあげてきました。この金利のダブルスタンダードが多重債務問題(クレサラ問題)の原因となりました。

高金利が借金を雪だるま式にふくらませ、多重債務者や自己破産者を生み出す問題化したため、06年12月に改正貸金業法が公布され、10年6月に完全施行、よ

キャッシング その金利ヤバッ!!



なぜ安い金利にしないの?

消費者金融(サラ金等)のグレーゾーン金利が廃止されたとはいえ、利息制限法の上限20%が依然高金利であることに変わりはありません。「返せない借金はしない」のがベターだとしても、いついかなるときにお金が必要になるかは分からないもの。そんなときの判断基準が金利です。ヤミ金など論外です。各金融機関でも金利は違いますから、借りる前に比較検討しましょう。

なぜ、低い金利を利用しないの?

借金をすることは簡単ですが、高金利はボデイブローのように生活を圧迫します。どうしても借金しなければならなくなったら、まず金利を確認しましょう。もしあなたが会社員なら、社内融資や(ろうきん)、銀行の小口融資をチェックしましょう。銀行やゆうちょ銀行の定期預金があれば解約せずに自動融資が受けられ、保険契約があれば保険料に応じて保険会社から一時的に融資してもらうことも可能です。

家電製品や車を購入する前には金額や性能をいろいろ比較するのに、お金を借りる段になると金利を比較しない、これではあまりに無防備です。

業者の貸し過ぎを規制

改正貸金業法のもうひとつの大きな改正点は『総量規制』です。つまり、借り過ぎを防ぐため年収の3分の1を超え金額の貸し出しを原則禁止したことです。専業主婦の場合、夫の年収の3分の1以上は借りることができず、夫の収入証明書と同意書の提出を求められます。総量規制によって新たな借金ができなくなる人は現状を見直すチャンスです。ヤミ金業者に走らないで債務を整理しましょう。

県労福協の取り組み

- ①チラシの作成・配付
- ②労福協新聞での「気づきキャンペーン特集号」の発行
- ③県労福協ホームページでの特集
- ④ホームページで家計見直し診断シートを利用可能にする(10月頃より)

地区労福協の取り組み

- ①組合役員、組合員を対象にしたクレ・サラセミナーの開催
- ②福祉事業団体・暮らしサポートセンターと連携して、組合員・一般市民を対象に「何でも相談会」の実施
- ③各地区4ブロック単位で「ローン返済等お金に関する相談フリーダイヤル」の実施

④各地区4ブロック単位で組合員・一般市民を対象に講演会の開催



・日程 9月6日(月)～10日(金)
 ・時間 午前10時～午後5時
 ※詳しくはチラシをご覧ください



・地区 東信ブロック(佐久・上小)
 ・日程 9月20日(月・祝日)
 ・時間 午後3時～4時30分
 ・会場 佐久勤労者福祉センター
 ・講師 宇都宮 健児 弁護士
 ※組合役員としても、組合員としても必ず役に立つ内容です。是非、ご参加ください!

(その他3ブロックは現在検討中です)

2010年6月18日

「改正貸金業法」が完全施行されました。

上限金利が下がる



29.2% → 15~20% (借入金額により)

貸し過ぎ、借り過ぎを防止するための

総量規制

- 年収の1/3を越える借入原則不可
- 借入の際、基本的に年収証明が必要証明書類がないと借りられなくなることがある



貸金業法

消費者金融・信販会社やクレジット会社など貸金業者の業務を規制する法律



よくあるご質問

Q&A 総量規制の対象となる借入れはどのような借入れですか?

貸金業法の適用を受ける業者からの貸付です。基本的にはサラ金(消費者金融)や信販会社・クレジット会社のキャッシング等の個人向け貸付が対象です。不動産購入のための住宅ローンや自動車担保ローン、高額な医療費等は除外・例外となります。

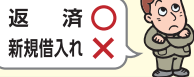
Q&A クレジットで買い物した分も「年収の3分の1」以内でないといけないのですか?

いいえ。クレジット会社のカードで買い物した分は対象となりません。クレジットカードで現金を借りる場合に対象となります。



Q&A 年収の3分の1を越える借入がある場合、すぐに返さないといけないのですか?

いいえ。契約通り返済すれば問題ありません。ただし、新規の借入れはできません。



Q&A 1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればいいのですか?

いいえ。数社から借りている場合はその借入れ合計が「年収の3分の1」であることが必要です。



Q&A 銀行からの借入れを合わせると「年収の3分の1」を越えてしまいます。

労働金庫、銀行、信用金庫、信用組合などは、貸金業法の適用外ですので、年収の3分の1には含まれません。



Q&A 借入れの残高が「年収の3分の1」を越えているかどうか、どのように調べるのですか?

貸金業者を利用すると個人の信用情報が「指定信用情報機関」に集められ、借り手の残高などデータを把握できる仕組みになっています。これにより、貸金業者借り手の信用情報を見ながら貸付の可否を判断することになります。

Q&A 主婦の場合、収入がありませんが借入れはできないのですか?

配偶者の同意を得て借入れることが出来る場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての同意書などが必要です。この同意書は配偶者が借入れ事実を承知するもので連帯保証人ではありません。

Q&A 金利が下がるということですがこれまでの借入れにも適用されますか?

されません。ただし、利息制限法の利率を越えての貸付はそもそも無効です。利息制限法に引きなおし、債務残高を圧縮したり過払い金があれば返還するように求めることは可能です。



「ろうきん」の取組

〈高金利からの借換え～第2次気づきキャンペーンの継続実施〉

これまでの取組経過

2007年10月からの取組

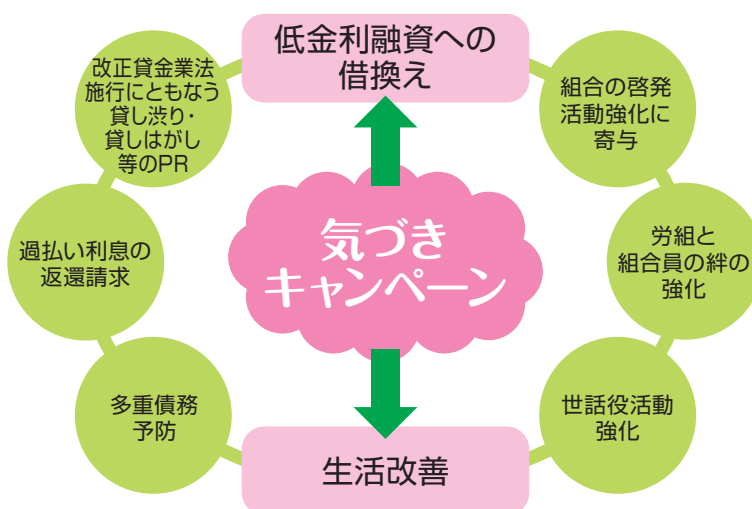
2006年12月に成立した改正貸金業法の成果を踏まえ、「借金の解決は必ずできます。払いすぎた利息は取り戻しましょう！」のスローガンのもと、多重債務者救済を中心とした気づきキャンペーンを展開してきました。

2007年4月からの取組

従来の多重債務者救済運動を継続しつつ、2010年6月に完全実施がなされた改正貸金業法の具体的な内容の理解をはじめ、高金利からの借換え運動を展開してきました。借換えの具体的な方針は、「消費者金融（サラ金）利用2～3社程度で延滞履歴のない組合員（家族）を対象に、高金利からの借換え」を県労福協と提携しながら展開してきました。

取組方針 消費者金融利用者の借換え運動+多重債務者対策

- 現在継続的に取組んでいる多重債務者救済運動「多重債務者自身の再生とその家族の生活再建」については、引続き取組んで参ります。
- 改正貸金業法完全施行を睨み、消費者金融（サラ金）利用2～3社程度で延滞履歴のない組合員（家族）を対象に「高金利からの借換え、ろうきん利用促進運動」を生活防衛の観点から、県労福協・地区労福協を核に会員労働組合と連携した一大運動として展開して参ります。



ご存知ですか!!金利の差・支払う利息の差

たとえば、車購入で100万円を借りて5年で返済するとします。その際の金利による支払う利息の差は歴然です。

100万円を元利均等払い5年で返済する場合

	金利	毎月の返済金	5年間の返済総額	
消費者金融	18.000%	25,394円	1,523,640円	} ▲302,700円
サラ金等	15.000%	23,789円	1,427,340円	
労金	8.150%*1	20,349円	1,220,940円	} ▲206,400円

*1 2010年7月現在

なんと

18.00%では302,700円
15.00%でも206,400円

家計支援となります!

解決事例

借金の解決は必ずできます!

多重債務におちいると、毎月の返済と消費者金融(サラ金等)業者のことで頭がいっぱいになり、とても仕事どころではありません。でも周囲の協力とあなたの前向きな決意があれば、借金の問題は必ず解決できます。

借金の問題や悩みはひとそれぞれです。でも、必ず解決策があるのです。

事例① 生活費と子供の教育ローンで消費者金融を利用して借金がかさみました。支払いが追いつかず、主人にもいえなくて悩んでいます。(35歳主婦)

解決策：利息制限法で引直し計算をして過払い発生。借金は3分の1に。任意整理で3年の分割で解決。

事例② 妻が病気が原因で買い物依存になり半年間でカード会社・サラ金から2200万円借財してしまった。自分名義のカードも使っている。病気の妻にこれ以上の精神的な負担をかけさせたくない。どうしたらいいのでしょうか(45歳男性)

解決策：妻は自己破産を申請、主人は個人再生手続きを開始。組合の協力で解決間近。

事例③ 車の事故補償がきっかけでしたが、親の医療費等も重なりサラ金数社から借金。その後、通信教材など3社から押し売りされ借金が700万円に膨らんだ。返済に困ってヤミ金融から数万借りたが、電話で執拗な督促が来ている。(36歳男性)

解決策：利息制限法で引直し計算をしたところ、サラ金は過払いで借金が半分に減少。通信販売は特商法を活用して支払停止。最終残高250万円を労金融資で解決。

事例④ ①エステ契約50万円。②英会話教室40万円はクレジット会社提携ローン。③ダイヤモンドをキャッチセールで事務所に連れて行かれ80万円(サラ金提携)で無理矢理契約!合計170万円の借金。親にばれて泣きたい気持ち!(21歳女性)

解決策：①②は特定商取引法で中途解約、③は消費者契約法で取消、170万の業者契約を35万で解決、同時に提携ローン会社にも返却で終了。

※どんな悩みでもお聞かせください。そして、悩みの数だけ解決策があることに気づいて下さい。そのためには、まずご連絡を。全国の労働組合・ろうきんがご相談をお待ちしています。

多重債務の解決には4つの解決法があります。

①任意整理

②特定調停

③個人再生手続き

④自己破産

check! 以下の事例で、一つでもあれば、いまずら労働組合・ろうきんに相談して下さい!

- 消費者金融(サラ金等)を利用している
- クレジットカードのキャッシングを繰り返している
- 保証人になって消費者金融(サラ金等)から支払いの請求がある
- 「090金融」や「自宅に来たチラシ」で借金をしている
- 1週間または10日に一度の支払いのある借金がある
- 月々の返済が月収の半分を超える借金がある
- 身に覚えのない請求がきて困っている
- 家族(または自分)に借金返済の督促状がきている
- 電話や集会場などで強引に商品を勧誘されて困っている
- 友人・知人から、お金を借りている。またはお金を貸している。

勇気を持って相談しよう! そろそろ低い金利に借り換えてみませんか?

さあ、今日から消費者金融(サラ金等)に別れを告げて、生活が楽になる返済方法を検討してみましょう。あなたが相談する勇気を持てば、きっと見つかるはず。3社程度の利用であれば、低い金利の融資に借り換えて一本化することで、借金完済に向けた計画が立てられます。そして「2度と消費者金融(サラ金等)からは借りない」という強い心を持ってください。

※消費者金融(サラ金等)にはクレジットのキャッシングも含まれます。


まずは、労働組合・ろうきんの窓口にご相談しましょう!

マイナスの場合 **今すぐ見直し実践!**

項目	見直し目標額	見直し実践
衣	〈例〉-5,000円 - 2,000 円	〈例〉洋服の購入は、リサイクルショップを利用。 <i>プライベートブランド商品の購入</i>
食	〈例〉-3,000円 - 10,000 円	〈例〉外食回数を減らす。 <i>外食回数を減らす 会社でマイボトル持参</i>
暮らし	〈例〉-2,000円 - 2,000 円	〈例〉携帯電話の料金プランを見直す。 <i>電気水道の節約 がツリはせのスマホで</i>
育	〈例〉0円 -	〈例〉ピアノ教室は継続。
雑	〈例〉-5,000円 - 3,000 円	〈例〉各種、サービスデーを活用。 <i>アマコの本数を減らす 寄道せが=真実帰宅</i>
貯・保	〈例〉-3,000円 - 3,000 円	〈例〉保証の見直しを行う。 <i>保障見直し相談</i>
借	〈例〉-4,000円 - 5,000 円	〈例〉低金利のローンに借り換える。 <i>ディーラーローンから 借り換える</i>
他	-	

見直し目標額の合計
- **25,000**円

プラスの場合 将来に備えましょう!
ろうきんの「エース預金」や「財形預金」で、計画的に積み立てましょう。そして、今後も定期的に家計を見直し、無駄な支出がないかチェックしていきましょう。



家計見直しのポイントとは、現在の収入と支出を正しく把握することから始まります。暮らしの中の無駄を減らし、収入と支出のバランスを考えながら将来へ向けて無理のないプランを立てることが大事です。

収入に見合った生活をする、それが基本です。特に雇用が不安定な今の社会では、なおさらです。今の家計を見直して無理と無駄を省き、その上で将来に備えていくことが大事です。将来のライフプランを考えると貯蓄や保険が身近に感じられてくるかもしれません。車の購入、結婚、住宅購入、子どもの誕生、教育費、親の介護など人生の節目には必ず費用がかかります。今の家計を見直した後は何歳頃にくら必要かといったライフプラン・シミュレーションも必要になってきます。

また、お金の問題だけでなく現代は食の安全、モノの安全、環境問題などいくつもの問題があります。流行や宣伝にまどわされることなく、あふれる情報の中から本当に自分に役立つ、価値ある情報を見分ける力が問われます。それらの選択がやがて日々の暮らしを豊かに変えていくでしょう。自己の消費活動に責任を持つことが、自分らしく生きるための第1歩なのです。

家計見直し3つのポイント
ポイント1 こまめに話し合う
一人ひとりの現状を把握するため、家族で話し合しましょう。
ポイント2 無理な計画は立てない
突然の支出に対応できるよう、ゆとりある計画を立てましょう。
ポイント3 小さな1歩が大切
小さな無駄を一つひとつ減らしていくことから始めましょう。

「一つひとつ家計を見直す」ことで、暮らしの基本が見えてきます!
家計見直し「診断シート」を使ってみましょう!



さっそく、診断してみよう!

家計見直し[診断シート]

記入例

Check 1

あなたの月収 ※税金や社会保険料を除いた金額を記入してください。

月	本人	300,000 円
収	家族	140,000 円

A 収入合計 440,000 円

Check 2

毎月の支出 ※1ヶ月の支出を項目別に記入してください。

項目	支出額	
衣 被服費	10,000 円	
食 食費	70,000 円	
暮らし	電気料金	9,000 円
	ガス料金	6,000 円
	水道料金	7,000 円
	電話料金	9,000 円
	携帯電話料金	15,000 円
	新聞代	4,000 円
	交通費	3,000 円
	ガソリン代	12,000 円
	日常用品費	8,000 円
	医療費	7,000 円
育 教育費	7,000 円	

項目	支出額	
雑	娯楽費	8,000 円
	交際費	50,000 円
貯・保	預金・積立金	30,000 円
	(生命・医療) 保険・共済	60,000 円
	(損害) 保険・共済	0 円
借	住宅ローン	78,000 円
	車・教育のローン	27,000 円
	クレジット	8,000 円
他	カードローン	円
	その他	円

B 毎月の支出計 428,000 円

Check 3

毎月以外の支出 ※毎月支出する以外のものを記入してください。

車輻関係費	
税金	45,000 円
保険・共済	60,000 円
車検・点検費用	150,000 円
住宅関係費	
税金	300,000 円
年払火災保険・共済	40,000 円

ローン関係費	
ボーナス返済金	360,000 円
その他	
その他	円

毎月以外の支出計 955,000 円

Iの場合は記入の必要はありません。IIの場合は毎月以外の支出計÷12を、IIIの場合は毎月の支出でまかなわない金額÷12の金額を●欄に記入してください。

お支払い方法は?

- I ボーナスでまかないます
- II 全額を毎月の収入でまかないます
- III 一部を毎月の収支でまかないます

C 毎月以外の支出計 35,000 円

B + **C** = **D** 毎月の支出合計 463,000 円

A - **D** = 毎月の家計は - 23,000 円

全労済は保障点検活動を展開しています。

その活動のひとつとして、住まいと暮らしの「防災保障点検活動」を紹介します。

この夏、落雷の被害により6月から2ヶ月で受付150件と前年より増加しており、全労済の「火災共済」はその被害についても保障の対象となります。

この様に、いつ起きてもおかしくない災害は、日々の生活の延長線上にあります。今のあなたの保障がどこまで自分を助けてくれるのか、考えてみましょう。

まず、被災時にかかる費用を知ることから始めてみましょう。



火災



風水害
(突風・台風・豪雨・洪水など)



地震

火災や風水害、地震などで自宅が被害を受けた際は、様々な費用がかかります。通常の生活に戻れるようになるまでにかかる費用を確認しましょう。

住まいの費用



仮住まい費用 (次の家に住むまで)

- ホテルの宿泊費
- 賃貸住宅の家賃・敷金・礼金



建て直し費用 (次の家に住む家が持ち家の場合)

- 工事費・諸経費 (頭金・住宅ローン)

賃貸料 (次に住む家が賃貸の場合)

- 家賃・敷金・礼金

残存物の費用



- 既存の建物の解体・撤去・整地費用

引っ越し費用



- 仮住まいへの引っ越し
- 次に住む家への引っ越し

家財の費用



買い替え費用

- 衣類 ● 寝具 ● 食器類 ● 書籍
- 電化製品 (冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ)
- 家具 (テーブル、イス、食器棚) など

ここでは主な費用項目を記載しています。



「二重ローン」を抱えることも。

災害で住まいに被害があった場合、住宅ローンが免責にならないことがあります。住宅の再建には残ったローンと新たな住宅を確保するための費用がかかります。建て替えや大規模な補修の場合、新たなローンを組むことになり「ゼロではなくマイナスからのスタート」になります。

今回は、「被災時にかかる費用を知る。」でしたが、この他に「費用の準備方法」と「保障」について知っていただき、保障点検活動を実施していきます。

点検活動の流れは、組合員にアンケートを受け提出いただき、アンケート回答者に対して「診断結果レポート」をお渡し、必要な対策のご案内をいたします。

現在、全労済の理事出身単組および運営委員出身単組で実施が決まっていますが、9月の「全労済・トップセミナー」開催後、アンケート実施に向け、各支所ごとに各労働組合と相談させていただきます。